

令和6年7月29日

最高情報セキュリティ責任者 殿

最高裁判所事務総局経理局情報セキュリティ責任者

最高裁判所事務総局経理局長

修習資金の被貸与者に関する個人情報の漏えいに関する報告について

1 事案の概要

令和6年6月3日、最高裁判所事務総局経理局主計課（以下「経理局主計課」という。）の担当者から、修習資金の貸与を受けている元司法修習生（以下「被貸与者」という。）に対し、住所等の変更があった場合には届出を行う必要があるのをこれを行うよう促す旨の連絡を電子メールで送信する際、本来、宛先のメールアドレスが相互に判明することがないように、被貸与者のメールアドレスをBCC欄に入力して送信すべきところ、誤ってメールの宛先欄に入力して、450名ずつ2グループに分けて送信し（合計900名に送信）、その結果、各グループにつき、受信者である被貸与者の氏名、メールアドレス及び修習資金IDを同一メールを受信した者が相互に確認できる状態になるという事案が発生した。

同日、メール受信者からの連絡を受けて本件漏えいが判明したものであるが、即日、当該メールについて削除依頼メールを送信するとともに、本件事案が発生したことについて裁判所ウェブサイトでの公表及び報道発表を行った。

事実経過としては、以下のとおりである。

- (1) 令和6年6月3日(月)、経理局主計課において、被貸与者全員に対し、住所等の変更があった場合には届出を行う必要があるの
でこれを行うよう促す旨の連絡を電子メールで送信することとし、
担当者は、内部システムの都合から、被貸与者を450名ずつの
グループに分けて電子メールを送信することとした。
- (2) 同日午前9時18分ころ、担当者が、被貸与者450名に対し、
上記の連絡を電子メールで送信する際、本来、被貸与者のメールア
ドレスをBCC欄に入力して送信すべきところ、誤ってメールの
宛先欄に入力して送信した。
- (3) 同日午前10時10分ころ、担当者が、上記(2)と別グループ
の被貸与者450名に対し、同様のメールを送信する際、本来、被
貸与者のメールアドレスをBCC欄に入力して送信すべきところ、
誤ってメールの宛先欄に入力して送信した。
- (4) 同日午前10時06分ころ、上記(2)のメールの受信者から、担
当者に対し、宛先が相互に判明する状態でメールが送信されてい
るとの指摘するメールがあった。その際、担当者は、上記(3)のメ
ールの送信事務をしており、受信者からのメールは確認できてい
なかったが、上記(3)のメールの送信後にこれに気づき、本件漏え
いが判明した。
- (5) 担当者は、直ちに経理局主計課長(個人情報等保護管理者)及
び経理局長(局課等個人情報等保護管理者)に本件漏えい事案の
発生を報告し、上記(1)の被貸与者には同日午後零時16分ころ、
上記(2)の被貸与者には同日午後1時06分ころに、メールアド
レス等が宛先に表示される状態で送付してしまったことを説明、
謝罪するとともに、更なる情報の漏えいを避ける観点から、当該
メールの削除を依頼するメールを送信した。なお、同メールにつ

いては、複数名でチェックした上で、受信者のメールアドレスを
B C C 欄に入力して送信した。

- (6) その後、最高裁判所事務総局総務局長（総括個人情報等保護管理者）及び事務総長に本件漏えい事案について報告の上、同日午後 8 時過ぎに、後述 7 のとおり、本件についてウェブサイトで公表及び報道発表を行った。

2 漏えいが発生した保有個人情報の項目

修習資金の貸与を受けた元司法修習生の一部（以下「本件被貸与者」という。）の「氏名」、「メールアドレス」及び「修習資金 I D」である。

なお、「修習資金 I D」とは、最高裁判所内部において、修習資金等の貸与を受けている修習生の情報を管理するため、貸与時に被貸与者に対して割り振った番号であり、本人にも告知しているものである。

3 漏えいが発生した保有個人情報に係る本人の数

メール 1 通につき 4 5 0 名（合計 9 0 0 名）

4 発生原因

(1) 本件メールの送信事務を始めた経緯

修習資金等の被貸与者は、修習終了から 5 年を経過した後、1 0 年以内に貸与金を分割返済することとされており、その返還は年賦の均等返還の方法によることとされている。

そこで、かつては、年 1 回（7 月）の納付期限に先立ち、被貸与者は毎年 4 月 1 日時点の住所等を最高裁判所に届け出ること及び住所等を変更した場合には 2 週間以内に届け出ることとされていたが、令和 3 年度以降、住所等を変更した場合のみに届け出ることとされ、住

所等の変更がない場合には特段の届出は必要ないこととされた。

経理局主計課においては、被貸与者が住所等を変更したにもかかわらず、これを届け出なかったために返還のための納付書を受領できず、その結果、納付期限までに納付できないといった事態が生じるのではないよう、各年4月頃から6月頃にかけて2回にわたり、住所等を変更した場合には最高裁判所に届け出るように促すメールを被貸与者全員に対して送信することとし、令和3年度以降、このような事務が行われている。

(2) 本件の発生原因

直接的な原因としては、メールを送信した担当者において、本件被貸与者に対してメールを送信する際、送信先のメールアドレスをB C C欄に入力して送信すべきことは認識していたが、メールの送信先を誤らないことに気を取られ、本件についてメールアドレスをB C C欄に入れて送信すべきことを失念し、誤って宛先欄に入力して送信してしまったというものである。

これを防げなかった背景事情としては、多くの被貸与者に一斉にメールを送信するという事務が多くの個人情報を取り扱うものであり、漏えい等が起こらないよう確実な事務処理態勢を組織として構築する必要があったにもかかわらず、メール送信にあたっての具体的な事務処理態勢について組織としてのルールを定めることなく、担当者任せとしていたことが挙げられる。すなわち、上記のとおり、被貸与者への納付書の送付に先立って、2回にわたり住所等を変更した場合には最高裁判所に届け出るように促すメールを被貸与者に送信することについては経理局内で了解していたものの、そのメールの作成や送信に関する事務の具体的な内容やチェックの在り方などといった事務フローについては、組織として確立していなかった。そのため、メ

ール送信に関する具体的な事務の進め方については、事務担当者がその都度検討をし、必要に応じて、直属の上司である主計課課長補佐に相談したり、同じ系の職員に確認したりしながら進めていた。具体的には、本年4月に前任者から本件事務を引き継いだ担当者は、同じ系の職員からの協力も受けながら、メールアドレスをBCC欄に入力して問題なくメールを送信していた。本件メール送信の際には、担当者は4月に上記のとおりメール送信を問題なく行えたこともあり、直属の上司である主計課課長補佐から事前にメール内容やメールを送る対象者については確認を受けたものの、メールアドレスの入力作業自体は当該担当者のみで行っており（課としてメール送信前に複数名で確認することを求めている以上、その時点における担当者の判断として問題があったということとはできない。）、本件において、メールアドレスがBCC欄ではなく宛先欄に入力されていたことに誰も気づくことができなかった。

このように、被貸与者に対するメールの一斉送信という事務は、多くの個人情報を取り扱う事務でありながら、その具体的な事務の在り方については担当者に委ねる形となっており、メールの作成や送信にあたっての具体的な事務の内容やチェックの在り方など、個人情報の保護に必要な管理を実施するための課としての事務処理態勢が構築されていなかった点が本件を発生させた大きな要因である。

5 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

上記のとおり、漏えいした情報は、氏名、メールアドレス及び修習資金IDの3点であり、その他の個人情報（住所・電話番号・クレジットカード番号等）は含まれていない。現在のところ、本件メールを受信した2グループの被貸与者（各450名）以外の者に漏えいが拡大した

との情報や二次被害が発生したとの情報には接していない。また、被害の拡大を防止する観点から、本件メールを送信した被貸与者には、直ちにメールを削除するよう依頼したところである。今後、二次被害又はそのおそれをうかがわせる情報に接した場合には、必要な対応を速やかに講じることとする。

6 本人への対応の実施状況

上記1(5)のとおり、漏えいの判明後、本件メールを送信した被貸与者に対し、当日中にメールアドレス等が宛先に表示される状態で送付してしまったことを説明、謝罪するとともに、更なる情報の漏えいを避ける観点から、当該メールの削除を依頼するメールを送信した。また、上記1(6)のとおり、当日午後8時過ぎに裁判所ウェブサイトにおいて事案の概要及び漏えいした個人情報の項目を公表したが、その際、本件メールを送信した被貸与者全員に公表内容を伝えるメールを送信した。

被貸与者に対して、7月5日、本報告書の内容に沿って、本件の原因(上記4)、二次被害又はそのおそれの有無及びその内容(上記5)、再発防止のための措置(下記8)等についても説明した。

7 公表の実施状況

前記1(6)のとおり、裁判所ウェブサイトにおいて、本件事案の概要及び漏えいした個人情報の項目を公表するとともに報道発表した。また、7月5日、本報告書の内容に沿って、本件の原因(上記4)、二次被害又はそのおそれの有無及びその内容(上記5)、再発防止のための措置(下記8)等についても、裁判所ウェブサイトにおいて公表した。

8 再発防止のための措置

上記のとおり、本件は、被貸与者に対してメールを一斉送信するという多くの個人情報を取り扱う事務を組織として行っている以上、漏えい等が起こらないよう確実な事務処理態勢を組織として構築する必要があったにもかかわらず、その具体的な事務の在り方については組織的な取り決めをせず、担当者に委ねる形となっていた点が本件を発生させた大きな要因であると考えられる。そこで、直ちに行うべき対応として、メール送信事務について、多数の被貸与者に対し一斉にメール送信する場合には宛先ではなくＢＣＣ欄にメールアドレスを入力すべきことを含め、その手順や注意事項を組織内において事務フローとして明確に定めるとともに、そのようなメールを送信する際には宛先欄やＣＣ欄に被貸与者のメールアドレスが入力されていないかどうかのダブルチェックを複数人により行うことなどの確認態勢を組織内のルールとして定め、今後、これを周知徹底の上確実に実践していく。

上記の対応を取った上で、さらに、改めて事務フローを見直し、被貸与者への連絡方法の在り方を再検討することとする。事務フローを再検討する際には、特に、検討の過程においては、ＢＣＣ欄を利用した多人数に対するメール一斉送信の方法に代えて、より安全かつ確実な方法によって被貸与者への情報提供ができないか、技術的な面も含めて検討することとしたい。

以 上